

## 船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第31号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成22年8月14日 14時50分ごろ	
発生場所	島根県西ノ島町珍崎北方沖、麦山鼻灯台から真方位286° 1.8海里付近 (概位 北緯36° 04.3′ 東経132° 59.2′)	
事故等調査の経過	平成23年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 海幸丸、1.8トン	
船舶番号、船舶所有者等	SN3-18357（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	エンジンが濡損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首尾約1.0mの等喫水で西ノ島町珍崎の船溜まり（通称、あきぐり港）を出航し、同船溜まりの北東方約500mの水域において、岩カキ養殖のための主ロープ（以下「幹縄」という。）を伸張中、平成22年8月14日14時50分ごろ、転覆した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	<p>幹縄は、一端から伸びた2本のロープ（以下「枝縄」という。）に、それぞれ約0.5tのオモリ（1袋約50kgの土俵を10個まとめたもの）を取り付け、同オモリを水深約32mの海底に沈め、両端を固定し、浮子を取り付けて水面付近が長さ約200mになるよう伸張されることになっていた。</p> <p>本事故発生時、幹縄の一端は既に海底に固定されていたため、本船は、他端を固定するため、船首両舷にわたしたロープ（以下「つり索」という。）の両端に枝縄に取り付けた約0.5tのオモリをそれぞれつり下げ、投下予定場所でつり索を切断してオモリを投下したとき、左舷側枝縄が船首かんざしに引っ掛かった状態となり、かんざしの左舷側に約1tのオモリの重量がかかり、左舷側に傾斜して転覆した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、珍崎北方沖において幹縄の伸張中、船長が、オモリを取り付けた枝縄がかんざしの左舷側に引っ掛かっていることに気付かず、枝縄に取り付けた約0.5tのオモリを両端にそれぞれつり下げていたつり索を切断した際、かんざしの左舷側にオモリの重量がかかり、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、珍崎北方沖において幹縄の伸張中、船長が、オモリを取り付けた枝縄がかんざしの左舷側に引っ掛かっていることに気付かなかったため、枝縄に取り付けたオモリのつり索を切断した際、かんざしの左舷側にオモリの重量がかかり、左舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。
----	---